

内閣総理大臣

野田 佳彦 殿

2011年10月7日

東京税財政研究センター

埼玉税制研究所

仙台税制研究所

神奈川税経センター

愛知税制研究所

京都税制研究所

大阪税制研究所

奈良税経センター

京阪税制研究所

泉北税制研究所

神戸税制研究所

播磨共同経理事務所

代表・東京税財政研究センター

東京都新宿区百人町 1-16-18

センチュリービル 2F

理事長 永 沢 晃

東日本大震災に係る二重ローンの解決及び

復興財源調達に関する提言

私たちは税制や税務行政の現状・あり方について調査研究を行い、またその民主的な改革を求めて全国各地で活動している税理士の研究団体です。

今般の東日本大震災・原発被害の一日も早い復旧・復興を心から願うものです。

復旧・復興に向けた財源確保については、既に、第一次、第二次補正予算を組むにあたり国会で様々な論議が重ねられてきましたが、本格的な復興予算となる第三次補正予算編成に強い関心を抱くものです。

被災者の一日も早い生活基盤の確立に向けて、現行の制度運用では解決できない問題も山積しておりますが、当面、二重ローン問題等については新たな措置を急ぎ講ずべきと考えます。また、財源措置等について以下の提言をいたします。

補正予算編成・税制改正にあたり検討されることを強く望みます。

一 二重ローンの解決について

東日本大震災からの復旧・復興にあたって二重ローンの解決は必要不可欠である。よって最低限の措置を提言する。

1. 東日本大震災による被災者で、その災害により全壊または修復不能となった住宅の住宅資金借入金残債がある場合、債権者である金融機関が被災者の実情に応じて残債務の全部または一部を貸倒損失処理し、計上済み貸倒引当金の償却を行える特例を認めるとともに、当該被災者が住宅新築に必要な新規住宅資金借入を可能とする方策を講ずること。

なお、債務の対象物である住宅が大震災により滅失しているのであるから、貸倒損失を計上し、貸倒引当金による償却を行うことは本制度の趣旨に合致するもので、会計上正当な処理である。

2. 東日本大震災被災地に事業所を有し、被害を受けた中小事業者で事業運営資金（資産取得資金を含む）に残債務がある場合、債権者である金融機関が被災者の実情に応じて残債務の全部または一部を貸倒損失処理し、計上済み貸倒引当金の償却を行い、または保証協会が債権放棄できる特例を認めるとともに、事業継続のための資金資付けを可能とする方策を講ずること。
3. このことに関わって、被災者の「債務免除益」は非課税とすること。
4. 経営基盤の弱い被災地の信金・信組等の地元金融機関に、上記の損失を公的に援助できる方策を講ずること。

二 復興財源調達について、最低限以下の措置を講ずること

1. 財源の捻出は、無駄を省いた歳出削減、特別会計等の準備金取崩し、政府保有株式の売却を優先させて充当する。
2. 不足分は市中消化の公債発行（復興債）で賄う。その場合内部留保の豊かな企業に割り当てることを考慮する。
3. 現在の経済状況と国民生活の実情からみて一層の景気後退につながる庶民増税を行うべきではない。とくに個人住民税均等割引上げと消費税増税に反対する。
4. 当面、復興債の償還財源のための緊急措置として、以下の増税を行う。
 - (1) 法人税実行税率5%の引き下げの恒久的中止
 - (2) 平成22年度税制改革案による法人税課税ベース拡大の実施
 - (3) 証券税制優遇税制の廃止
 - (4) 高額所得者を対象に所得税・個人住民税を合わせた最高税率引上げと給与所得控除の限度額創設

以上